

令和 7 年

第 1 1 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和7年第11回立川市農業委員会総会日程

日時 令和7年11月26日（水）午後3時

会場 208・209会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 4 議事

議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第2号	中間管理事業における農用地利用集積等促進計画 (案)に関する意見聴取について
議案第3号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
 - (1) その他
- 6 閉会

令和7年第11回立川市農業委員会総会

令和7年11月26日(水)

立川市役所208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊君	10番	鴻地 文武君
2番	嶋田 貞芳君	11番	岩崎 紗矢佳君
3番	高杉 晋一君	12番	高橋 浩久君
4番	内野 智行君	13番	宮岡 広行君
5番	橋本 良子君	14番	
6番	浅見 恵子君	15番	清水 茂男君
7番	宿谷 豊君	16番	川野 進君
8番	横幕 玲子君	17番	岡部 良己君
9番	森谷 一郎君		

事務局職員

局長 八谷 俊太郎 君

係長 熊谷 寛 君

主事 東島 信幸 君

午後 2 時 5 6 分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。定刻より若干早いですけれども、皆さんお集まりいただきましたので始めたいと思います。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。また、先日の農業祭には皆さんに御協力いただきまして、大変ありがとうございました。今年は何ととっても品評会の出展数が夏の猛暑、また、雨が降らない雨不足で生育が大分遅れてしまった等で、今年はちょっと少なかったということで、ちょっと残念だったかなと思いますけれども、また来年は御協力のほうをお願いしたいと思います。

それとあと、私は今月、農業会議の常設委員会のほうで、会議の中の議題の中に、台風 22、23 号でしたか。八丈島と青ヶ島に大変被害があったということで、各農業委員会において義援金のほうをぜひお願いしたいという依頼がございましたので、今日皆さんにそれもお諮りする予定だったんですけれども、まだ事務局のほうには届いていないということなので、来月には皆さんに義援金に対して、またお願いをさせていただきたいと思いますので、またよろしくお願いしたいと思います。

それとあと、もう皆さんにはメールで行っているかと思いますが、農業者大会の日程の変更ということで、これは本当に何とか会場も取れて、立川は祝賀会の会場を取るのが大変だったんですけれども、何とか会場も無事に取れたので、日にちは 2 月 18 日から 2 月 24 日に変更になってしまったんですね。場所が羽村市のプリモホールゆとろぎというところなんです。そちらで行うことになりましたので、変更事由については、まだ細かく聞いてはいないので、また時期が来たら皆さんに報告できるかなと思います。ということで、ぜひまたよろしくお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和 7 年第 11 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席いただいておりますので、本総会は成立をしております。

本日、総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに議事録署名委員の指名でございます。今回は11番の岩崎委員、12番の高橋委員をお願いをいたします。

それでは、(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第7号の規定による届出が3件、(3)農地法第5条第1項第6号の規定による届出が5件ということで、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 そうしましたら、報告事項につきまして事務局のほうから報告させていただきます。

着座にて失礼いたします。

初めに、報告事項(1)事務報告を行います。

11月11日(火)、女性農業委員等研修会が開催され、浅見委員、横幕委員、岩崎委員が出席をされました。

11月18日(火)、東京都農業会議常設審議委員会及び臨時総会が開催され、会長と事務局が出席をいたしました。

11月21日(金)、農業委員会改選に係る説明会をJA各支部長を対象に実施し、会長、職務代理にも御出席をいただきました。

委員会といたしましては、11月14日(金)、11月の総会に向けた現地調査を実施し、26日(水)午後3時より第11回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降でございます。

12月4日(木)、令和7年度第3回農地パトロールを土地利用部会と事務局で行う予定です。

12月12日(金)、農地流動化現地研究会が都内の圃場で行われ、農地利用最適化推進委員と高杉委員、事務局が出席を

予定しております。

12月15日（月）、地区別農業委員会職員検討会が開催され、事務局が出席を予定しております。

12月17日（水）、東京都農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席予定です。

委員会といたしましては、12月15日（月）、12月の総会に向けた現地調査を、25日（木）午後3時より第12回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項（1）事務報告は以上です。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出3件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は砂川町7丁目の2筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は844㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は錦町4丁目の1筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は168㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目、農地の所在は羽衣町3丁目の1筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は1,260㎡のうち74㎡。転用目的は住宅用地でございます。3件目のこちらの筆につきましては、平成27年に一部転用の届がありました。今回の該当する通路部分についての届出がなく転用されていたということでしたので、今回、現況に合わせるために提出されたものでございます。

おのこの周辺略図を御確認いただければと思います。

続きまして、報告事項（3）農地法第5条第1項第6号の規定による届出5件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

す。

1 件目、農地の所在は西砂町 3 丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は 4 6 0 m²。転用目的は住宅用地でございます。

2 件目、農地の所在は幸町 4 丁目の 2 筆。地目は登記簿上が雑種地と畑、現況は畑。面積は 3 6 0 . 7 8 m²。転用目的は住宅用地でございます。

3 件目、農地の所在は幸町 5 丁目の 4 筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は 1 , 3 9 7 m²。転用目的は住宅用地でございます。

4 件目、農地の所在は幸町 5 丁目の 2 筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は 1 , 6 8 8 m²。転用目的は住宅用地でございます。

5 件目、農地の所在は砂川町 7 丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は 1 8 6 m²。転用目的は住宅用地でございます。

おのおの周辺略図を御参照ください。

報告は以上となります。

議長 ただいま報告がありました件について、御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

では、清水委員、お願いします。

1 5 番 4 条関係の 1 番なんですけれども、この畑は地図を見ますと、該当の畑の右側は、たしかこれは国有地で、道路に接道はしていないんじゃないかなと思うんですけれども、転用目的が住宅用地となっていますけれども、その辺、接道のほうはどうなっていますか。

係長 お答えいたします。

該当の箇所の東側につきましては、今、委員が御指摘のとおり国有農地となっております。実際は通路として利用されている部分とはなっております。該当の場所につきましては、現在、駐車場用地として利用されているところで、こちらの転用の目

的につきまして、こちらを受理させていただいた際に転用の目的を、宅地としての利用ということについては確認をさせていただきましたが、そこに住宅を建てるとか、そういった部分の話につきましては確認をしておりません。

こちらの申請があった方には事務局から改めて確認をさせていただきたいと思います。

議長 そうしましたら、今日は細かく回答はできないということでございますので、後日改めて回答するというような形でよろしいでしょうか。

清水委員、よろしいでしょうか。

1 5 番 はい。結構です。

議長 続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 5条の一番最後の5番の方なんですけれども、所有権移転ということで、譲渡人のほうが会社で農地所有適格法人ではないようなんですけれども、今現在、この会社がこの農地を保有している事情を教えてください。

係長 お答えいたします。

こちらの5番の方の現況、まず表のほうを御覧いただきますと、登記簿上、畑、現況が宅地となっております、現在も宅地として利用されております。このため、所有権の移転を伴いますので、5条の転用の届出をされたものとなっております。過去、経緯につきまして本人に確認をしたわけではございませんが、過去の転用届の際に法務局のほうに届出をされたときに、地目の変更がなされないまま所有権の移転のみ行われたものと思われま。

議長 岩崎委員、お願いします。

1 1 番 そうすると、農地台帳にはこの状態で載っているということなんですか。

係長 農地台帳上、登記地目の変更がなされない状態で載っております、現況につきましては課税課のほうで、以前に届出を出されたタイミングで現況を変えているというところになります。

す。

1 1 番 そうしましたら、いつの時点かは定かではないけれども、過去のいつかの時点で適切に 5 条の届出が出ていたという前提なんですね。ただ、地目変更が行われていないから、登記簿上は畑のままだから農地台帳から外れることはなく現在まで来た。一度転用はされているけれども、ここから……。だから、一度 5 条の届出は出されているけれども、登記簿上が畑のままであるから、今回の所有権移転に当たっては改めて 5 条の届出を出したということによろしいですか。

係長 ただいまこちらの手元の資料で、登記の全部事項を確認いたしました。平成元年 5 月に売買をされておりまして、その際に所有権移転が行われております。通常、所有権移転、地目が畑の場合、農業委員会からの届出の受理がないと基本的には所有権移転が行えませんので、その時点で売買ができておりますので、届出の書類、過去に遡って確認はしておりませんが、所有権移転が成立しているということですので、転用届出があったものとして受けております。

1 1 番 では、三十何年この状態だったということですね。平成元年だから。

係長 そのとおりでございます。

1 1 番 承知しました。ありがとうございます。

議長 そのほかに御質問ありますか。

……質疑なしの声

議長 質問がないようでしたら、報告事項はこれで終了をいたします。

次に、議案第 1 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1 件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

局長 議案第 1 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について御説明いたします。

今回の特例農地は幸町 6 丁目の 3 筆となります。

現地調査を申請者立会いの下、鈴木会長、宮岡委員、高橋委員、横幕委員、事務局で行いました。

略図1を御覧ください。略図1は幸小学校の北に広がる農地で、今後の作付に向けて耕うんをされておりました。境界が一部不明だったため、地区委員に確認をお願いしております。また、玉川上水路沿いに防風林としている箇所がございますが、委員より剪定などの管理をするように指導がございました。なお、今後、一部農地については都市農地貸借円滑化法により貸出しも検討しているというお話をいただいております。肥培管理は良好です。

議案第1号の説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

それでは、確認を担当された委員、地区委員から補足説明をお願いいたします。

それでは、宮岡委員、お願いします。

13番 この土地において、まず、こういう言い方が正しいかどうか。前任者の方は耕作していたことは間違いないと思います。肥培管理がよくやっていたんだということ、時々通ったんですけれども、仕事していたのを目にしていたので、耕作していたことは間違いないと思います。引き続き、相続した人も多分、相続日を見てももらえれば結構たっているんで、その後も耕作しているんだなというような跡が見えていますので、大丈夫だと思います。

ただ、現地に行って、2つだけ問題がありました。1つが、石の位置がはっきりしていなかったということで、後で掘り上げて、データを送ってもらえたんですけれども、それだけだとちょっと不安だったので、本人に申し訳ないので、迷惑がかかるので、後でこっそり見に行ったら、ちゃんと掘り上げてありましたので、全部の石は確認が済んでおります。

あと、事務局が言った北側の玉川上水のへりのところの木ですね。このところを、ちょっとどうにかしてもらいたいなど

いうふうに思うんですが、お知り合いの方に頼まれるようなことを言っていたので、今後はそれは経緯を見守りたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、隣接委員の高橋委員、お願いします。

1 2 番 この畑は野菜の収穫が終わった後で、現在トラクターできれいに耕うんされて、畑の状況は問題ありませんでした。今、言われたとおり、北側の防風林になっているところが、3本ほど15mを超えて、でかいヒノキがありましたので、それは将来農家の人と相談をして、切るかどうかと。ただ、そこが何か通り道みたくなっているらしいので、小さい木は手入れをして、ただ、人は通らせたくないのもので、そこら辺は、お知り合いの植木屋さんとよく相談をして進めるということなので、年明けぐらいなのかなというふうに思います。

以上です。

議長 続きまして、横幕委員、お願いします。

8 番 今、事務局と委員さんお2人がおっしゃったことで、特に補足することはありません。畑は収穫が終わった後の畑で、大変きれいに管理されていて問題はないと思いました。

議長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから補足説明をいたします。

この農地は非常にきれいにされていて、管理上は問題はないんですけれども、ただ、今後この方は、農地バンクを利用して貸借で貸したいという意向でいますので、これをぜひ、またお願いしますということで、それでしただけで、こちらこそよろしくお願ひしますということで話をさせていただきました。

それとあと、高橋委員からも言われたように、玉川上水沿いにどうしても、木がかなり伸びてきているのがありましたので、これを切ってもらいたいということで、できたら高橋委員、お願いしますということで、高橋委員に切ってくださいというお

願いはしておいたんですけれども。

1 2 番 お知り合いということ。

議長 ええ。なので、その辺は恐らく高橋委員と話していたので、責任を持って高橋委員が、農業委員としてもそうなので、きれいにするという約束をしていましたので、その点は問題ないと思います。

ということで以上になります。

それでは、ただいま説明がありました件について、何か御質問があったらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

申請人には相続税の猶予制度について十分御理解していただけたと思いますが、本総会におきまして改めて意思を確認させていただきたいので、御協力をお願いいたします。

農業委員会としましては、猶予制度が正しく運用されなければ、その制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらなくなってしまうと考えております。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思います。

まず初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をいたします。

それでは、初めに岡部農業経営部会長、お願いします。

1 7 番 こんにちは。お忙しいところ、おいでいただきましてありがとうございます。簡単ですけれども質問をさせていただきます。

相続税の納税猶予制度を申請した農地所有者は生涯にわたり

農業経営を行う必要があります。その長い期間の中には様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも、制度を適用する上では御家族などの協力を得ながら農業経営を継続していかなければなりません。

そこで、確認をさせていただきます。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく御意思がとおりでしょうか。お答えをお願いいたします。

申請人 はい。あります。これからも父の跡を継続していきたいと思っています。今後は主人と私とで、主人と共に生涯、農地の肥培管理等を行い、安全な農産物の生産に心がけていきたいと思って、農業経営を継続していくつもりでおります。

17番 分かりました。

また農地バンクのほうも登録を考えているというふうなことを伺いましたけれども、大分その制度も順調に進んでおりますので、事務局なり地域の農業委員に相談して御利用いただきたいと思います。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、高杉土地利用部会長、お願いします。

3番 私のほうからも質問させていただきたいと思います。

相続税の納税猶予制度は、条件を満たし続けている間は納税を猶予される制度であり、農業その他、僅かな業種のみ適用される特例措置です。立川市をはじめ各農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者をはじめ家族の方なども協力して農地の肥培管理を適切に行わなければなりません。

そこでお尋ねします。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

申請人 先ほど生涯にわたり農業を行うと約束しましたが、家族についても同様で、長男が今、農協のほうに勤めさせていただい

ています。お休みのときは一緒に手伝ってくれたり、長男のほうは農業の知識もあるので、一緒に手伝ってもらいながら行って、家族の協力もあるので、これからも農業の経営を継続していくつもりでおります。よろしく申し上げます。

3番 ありがとうございます。

相続税の納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と継続を図ることを目的とされるものです。お体に気をつけながら、ぜひよろしく願いいたします。

申請人 よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんで御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、私のほうから申請人の方へお願い等がありますので。

この猶予制度というのは、当然、今もいろいろ説明がありましたように国の制度で、3年に1回は、また現地調査に伺います。肥培管理をしているかどうかというのも確認をさせていただいて、きれいに管理されたり、しっかり作物もやはり植えていないと、証明書が発行できない場合もありますので、3年後、また伺いますので、そのときにはまた御協力をお願いしたいと思います。

お帰りになりましたら、こちらの封筒に、先ほど両部会長からお話があったような内容がこちらにも書いてありますので、御主人、また息子さんにも見ていただいて、御理解いただきますようお願いをしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

また無理をせずに農業に励んでいただきたいと思います。今日はありがとうございました。

申請人 ありがとうございます。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法の第19条の第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取を1件、議題に呈します。

それでは、事務局より議案第2号について説明をお願いします。

局長 そうしましたら、議案第2号、中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について御説明をいたします。

現地調査を申請人立会いの下、嶋田職務代理、岡部委員、川野委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

農地の所在、借受人、貸付人については記載のとおりでございます。

農業委員会としては、農地中間管理機構より貸借についての意見聴取を求められており、農地法3条許可同様の要件等の確認を行うものとなっております。

今回は申請者から農用地利用集積等促進計画（案）の提出がありましたので、お手元の計画書（案）、現地調査及び申請者からの回答を基に、本事業の貸借について委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

現在、申請者は市内外合わせて2ha以上の農地を作付しており、主に植木で農業経営をされています。貸借が予定されている農地は約2,900㎡で、申請法人の役員等3名、従業員5名の計8名で担われるとのこと。農機具類につき

ましても、トラクターやユンボを所有し、十分耕作を行えるとのことです。

また、計画書におきまして申請法人の代表者は主たる従事者ともなっており、150日以上従事するということですので、常時従事要件も問題ないものと考えます。

貸借ですけれども、10年間の賃貸借を予定しており、賃貸については都内農地での平均的賃料から算出をされた金額とのことです。また、申請者に聞き取り調査を行いまして、法令を遵守されているということも確認済みでございます。

議案第2号の説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

それでは、現地を確認された委員さんから補足説明をお願いいたします。

まず、地区委員の岡部委員、お願いします。

- 17番 今回、立会いをさせていただきましたけれども、現地を見まして、何か所かに区切つてあるお茶の木が残っておりまして、あと、以前使われたような資材も若干見受けられたり、あと、ネギなんか少し残っていて、そこいらは改善して、はっきりスタートしてほしいという御意見をそのときに申し上げました。それ以外に関しましては、既にこちらの会社は皆さん御存じのとおり、貸借も実績がある方なので問題はないと思います。
- 以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、隣接委員の川野委員、お願いします。

- 16番 今、岡部委員の言われたとおりなんですけれども、一応、確認のときに使用貸借じゃなく、賃貸借でよろしいんですかということ再度確認してくださいということをお願いしたんですけれども、今回また賃貸借という形で出ていますので、双方理解してやられているのかなと思っております。

今回感じたのが、今回は借手の方だけで、貸手の方はいらっしやらなかったもので、その意思疎通がなかなか、農業委員会

を介す、また、それから中間管理機構を介すという形で、ちょっと手間がかかっちゃうのかなと思っていますので、また次回以降、このような議案があったときに、ちょっと御検討いただいたほうがいいような感じを受けました。双方が一応立ち会ったほうがいいのかないかなという気もいたしました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

では、今の川野委員の御質問等については、報告があった後に、またお答えするような形でよろしいですかね。

続きまして、嶋田職務代理、お願いします。

2番 今、両委員のほうから説明があったとおり、問題はないと思います。ちょうど今、今回貸借で借りる土地の隣も、現在ももう借りている状態で、より使いやすくなるというようなことをおっしゃっていただきましたし、いい形での貸借ができればというふうに感じました。

あと、それと、今、川野委員が言われたように、今回のような形で中間管理機構から、では、現地を調査してくださいと言われたときに、実際に、では、どこをどういうふうにやってみるんだというところが、ちょっと不明点がありました。その辺を今後、中間管理機構のほうにも事務局を通して、具体的にどのようなことというところを言ってもらえるというか、そういう指導があれば、よりいい形での現地調査ができると思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、まず初めに、川野委員からの御質問などがありましたので、その件について、まず事務局よりお願いします。

主事 お答えいたします。

今回の農地中間管理事業の推進、農地中間管理事業を通じた貸借ですけれども、農業委員会の意見聴取については、農業委員会それぞれによって契約前か、契約後に行うのか、それぞれ

異なっているようです。今回については契約前ということで、中間管理機構のほうでも双方の意思確認を行う前に、我々としては調査をいたしました。

今回、借手側の方からすると、今回の農業委員会の現地調査が双方の意思確認の場でもあるというふうに認識でいらっしやっておりますので、今後につきましては、あらかじめ農地中間管理機構を通して、双方の意思確認を図っていただいた後に、我々としても現地調査を行うよう調整していきたいと考えております。

議長 川野委員、いいですか。

16番 そうすると、今回はまだ合意ができていない段階での調査という形だったんですか。

具体的な例で言うと、先ほど岡部委員のほうから話があったとおり、お茶の木が境として入っているんですけども、それを取っちゃっていいものかどうかとか、そういう細かい個々の話というのは、当事者同士なら話ができると思うんですけども、そこをまた委員会なり中間管理なりを通して一々やらなきゃいけないのかというところです。お互いが一緒に確認してあれば、その場ですぐ分かる話ではないかなと感じました。

主事 そのこの三者で、農地中間管理機構と貸手、借手と三者で会う場所があるのかというふうに事務局のほうでも質問したんですけども、特段、必ずやらなくてはいけないというふうな形式があるものではなくて、その場その場で行っているようです。中間管理機構のほうでも。ただ、意思疎通は行ったほうがいいんじゃないですかというお話はさせていただいて、我々の現地調査後に農地中間管理機構のほうで、借手と貸手に意思疎通をしていただいたというような流れでございました。

16番 では、今後なんですけれども、今後も同じような形でやられるという考え方でよろしいんですかね。

主事 そこについて、今後、私が現地調査を今回やって分かったこととしてというのがあるんですけども、事前に農地中間管

理機構のほうに事務をお願いしていた、お願いを一任していったような状況がございましたので、我々のほうでも事前に働きかけをした上で、双方の確認は取れているのかなども含めて確認した上で現地調査の調整をしていきたい。していくように徹底したいと思います。

議長　それでは、岩崎委員も中間管理のほうをやっていますので、その辺ちょっとどうですか。

1 1 番　川野委員のおっしゃるとおりだなと。いろいろ出てきました。お茶の木の話が先ほどございましたけれども、それをもう少し法律的に整理すると、原状回復義務をどの範囲で負うのかどうかということですよ。仮に引っこ抜いちゃったときに、10年後、返すときにお茶の木を同じ状態で植えておくのかみたいだね。そういうところもありまして、今回配られた資料には細かい要項がついていないんですけれども、恐らく中間管理機構のホームページとか、農水省のホームページとかを見れば、今回、事業計画書がついていますけれども、この裏面か何かに原状回復義務はどうするだとか、固定資産税は誰が負担するだとか、そういった細かい確認条項がついていると思うんですよ。

だから、そういうところをちゃんと確認しなきゃいけないのと、あと、今回、中間管理機構がどういう立ち位置にいるつもりなのか。御自身としてね。機構のほうだね。分かりませんが、貸主は機構なんですよね。転貸借だから。地主、中間管理機構、それから中間管理機構、借主という転貸借なわけなんですよね。だから、借主が何か言う先は中間管理機構なわけなんですよ。中間管理機構は転貸借だから借りて貸す義務があるんですよ。借りて貸す義務がある人が、そもそも借りているという意思表示を確認していないって、どういうことなんですかという、そういう質問の仕方でしょうね。あなたは貸すという義務を提供できるんですかということは確認してもよかったですんじゃないかなというふうに思いました。

ですので、川野委員が御指摘された点については、本当に私もそのとおりですし、意見聴取って内容が決まっていない段階である意見に、何の意味があるんだろうというところは非常に大きいですね。農業委員会という合議制の行政機関を使っているのにもかかわらず、内容が定まっていないところで意見を聞くという。それは何を意図しているんだろうという気はいたしました。

以上です。

16番　そういうことであるのならば、現地調査のときに中間管理機構は立ち会わないと、そもそもおかしいことじゃないかなと思っていきますので、よろしくをお願いします。

地域計画で、中里地区のこの調整ですね。結構貸したいという意向があるところもあったと思うので、今後また、こういった形が出てくると思うので、ちょっとその辺、整理しておいたほうがよろしいかと思っておりますので。

局長　御指摘いただきましてありがとうございます。お話しただいていただいているとおりかなというふうに事務局のほうでも考えておりますので、次回、同様の案件がありましたら、中間管理機構への立会い、また、所有者への立会いが必要かどうかというところも整理させていただきまして、今回のような疑義があるところも、きちんとその場で解決できるような体制にするのが望ましいかなと思っておりますので、そこは丁寧にやらせていただきたいと思っております。

議長　では、よろしいでしょうか。

あと、その他、御質問ありますか。お願いします。

11番　すみません。個別に本件に限ったお話で、ちょっと質問なんですけれども、横を向いちゃったんですけれども、すみません。

今回、さっきのお話だと、ネギが植わっていた跡があったということで、普通の野菜畑だったところに、今度、植木屋さんがお借りになるというところで、生産するものが緑化用樹木と

いうふうにあるんですけれども、この緑化用樹木が何なのか、ちょっと私は分からないのと、あと、10年借りるということで、今まで3年とかの貸借だと、苗木を植えたりとか、そういう植木屋さんの借り方が多かったと思うんですけれども、これは大きく庭木としてやるような、そういう木のことを想定しているのか。そうだとした場合に、10年終わったとき、返せと言われてたときに簡単に返せるものなのかどうかというところを教えてください。

1 2 番 多分、この借りる人というのは、ある程度、製品木を持ってきて、1年ないし2年、3年ぐらい一時的に植えて、それを出荷する。今おっしゃられた苗木となると、こんな小さい苗木を植えて、5年、6年とかかりますので、そうじゃなくて、もう要は回転をかけてやると。近隣にも借りている畑があるんですけれども、やっぱりお客さんに見せて、その方が気に入れば、もうそのままハウスメーカーの現場に行くと。だから、そういうふうな感じでやるのかなと。

1 1 番 大きいものが来るけれども、それはずっとそこで育てるわけじゃなくて、一定期間で売っていく……。

1 2 番 売れちゃうという。

1 1 番 売り場と言うとちょっとおかしいですけれども、そういう感じの使い方なんですか。

1 2 番 そうです。そうそうそう。

1 1 番 では、すぐ動かせるものなんですね。大きくて。

1 2 番 そのとおりです。すぐ動かせるような状態にしておくための場所というのかな。

1 1 番 理解できました。ありがとうございます。

1 2 番 あと、ちょっと畑のことで。あそこらの畑って見に行ったとき、結構あそこに出し合い道が多いような気がしたんですけれども。これから、もしおっしゃられたとおり、借りる人、管理機構の人、貸す人、三者立会いで、畑でできれば境界とか、あと出し合い道、ここからこっちに入っちゃいけないとかとい

うのは、将来トラブルにならないように、事務局のほうで気をつけていただければいいのかなと思うんですけれども、いかがですかね。

議長 　では、事務局のほうで、今、高橋委員からもありましたように、今後よろしくお願いします。

いいですか。何かあれば。

主事 　当日、借手側の方も境界についても聞きたかったというふうなこともお話ししていらっしやいました。先日の現地調査後に改めて、事務局から中間管理機構に現地調査で出た疑義を伝えたところ、残置物やチャノキについての双方の認識であったり、賃貸借の確認であったり、境界の確認については、私から中間管理機構に伝えてはいるんですが、そこまで確認ができたのかは現在できておりません。

事務局から、総会で出し合い道の境界などについても漏れないようにという指摘があったということは、中間管理機構のほうへ伝えたいと思います。

1 1 番 　補足でいいですか。境界のことが何につながるかというと、賃貸借の対象物の特定につながるんですね。だから、境界が分からない段階、状態での貸借って、貸借の目的物が特定されていないという大きな問題なんです。そもそも契約の要件を欠くおそれがあるものなんですね。ですから、そこを確認していないというのは、貸すものを決めていないと同じことなので、大きな問題であるということを機構のほうにはお伝えいただきたいと思います。すみません。補足です。

主事 　承知いたしました。

議長 　最終的には、今後は、とにかく中間管理機構にも現地調査のときには、ぜひこれは来ていただくということは絶対条件にしておいていただかないと、調査する場合、困ってしまうので、それだけはもうお願いしたいと思います。

そのほかありますか。ないようでしたら、もう1点ちょっといいですか。

これはもう分かっていることですのでけれども、10年から貸すと奨励金が出ますよね。なので、この奨励金というのは、ここで金額が上がっているかと思います。なので、大体金額は分かるんですけども、この奨励金というのは金額的には幾らになるんでしょうか。参考のため、ちょっとお聞きして、そうすれば、今後ほかでも、10年以上貸せばこの金額になるんだよということも言えるので、ちょっと教えていただきたいんです。

主事 農地長期貸借促進奨励事業のことだと思います。市街化区域以外の農地については、今年度から1,000㎡当たり、立川市内においては市街化区域外の農地が市街化調整区域しかございませんので、1,000㎡当たり20万円、奨励金として出ます。こちらについては、市街化区域以外の農地については賃貸借、使用貸借ともに可能でございますして、10年以上の貸借を結んでいただいた際に出ます。1,000㎡ごとであるので、およそ3,000㎡ですので、ざっと考えて60万円弱は奨励金として出るものと思います。

議長 ありがとうございます。

それでは、もう質問がないということによろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、貸借を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

申請人 よろしくお願いします。

議長 お願いします。

中間管理事業による農地の貸借における事業計画などについて御説明などをお願いしたく、本日は御出席をお願いいたしましたので、どうか御理解と御協力をお願いしたいと思います。

それでは、私のほうから質問させていただきます。

本法律において申請人が提出する事業計画について農業委員会が聴取、審査し、東京都農業会議に回答することになっております。農業委員会で確認すべきことは、農地法第3条許可要件と同様、全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件の3要件が中心となっております。

申請者は、これまで中里地区において耕作を続けてこられてきました。今後の農業経営についても現地調査の際にも確認させていただきましたが、改めて3点ほど質問させていただきたいと思います。

まず1点目、借受地での作付計画についての御説明と、2点目が、生産した農作物の販売計画についての御説明、3点目が、農地の利用をするとき、除草や農薬などの隣接する農業者との調和しながらの農作業が求められていますので、このことについて説明をお願いしたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

申請人 　　うちは有限会社●●といたしまして、私の息子が社長になっております。私は立場上は取締役の会長ということで、この会社は設立してちょうど50年、今年でたちますけれども、私が学校を卒業してから植木生産を始めまして、10年たってからこの会社を立ち上げて50年ということで、一貫して植木の生産と販売を行ってまいりました。

このたび農地をお借りするに当たっては、従来から行っている植木の生産、特に民間向けの植木の生産、樹木を生産したいなというふうに思っております。

2番目は何でしたっけ。

議長 　　販売計画についてです。販売計画です。

申請人 　　販売につきましては、従来は公共工事用の樹木の生産が主だったんですが、公共工事が激減しまして、それに伴って植木の中身が、樹種が民間向けの植木の生産というふうな形で、今、一番ボリュームが大きいのが、ハウスメーカーさんがありますけれども、そこが行う樹木の生産、施工、販売。これを東京都

の圏内ですけれども、うちが中心に請け負ってやっているということで、民間向けの植木ということで、あまり大きな植木ではないんですが、住宅向けの植木の生産をやりたいというふうに思っております。

議長 3点目が除草や農薬の使用について、隣接する農業者との調和について説明をお願いします。

申請人 消毒ですとか農薬を使うというのは、従来の生産の中でも害虫が発生したり、そういったときには随時使用してやっておりますけれども、近隣の農家の方にそういうふうな作業で御迷惑がかかるということであれば、その前に直接その農家の方にお会いして、何日ぐらいにこの作業を行いますので、よろしくをお願いしますというふうな話合いをして進めております。

議長 ありがとうございます。いろいろ御回答いただきまして、ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんで御質問がある方はお願いしたいと思えます。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、皆さんからも質問がないようですので、いろいろお答えいただきまして本当にありがとうございます。やはりこういった聴取とかをするのも法律で決められているので、本当にお忙しい中、御出席いただきまして本当にありがとうございます。

これをもちまして終了とさせていただきます。本日はありがとうございます。今後ともよろしく申し上げます。

申請人 ありがとうございます。今後につきましては、地元の農業委員の岡部委員さんにも御指導いただきながら進めてまいりたいというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第2号の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画

(案)に関する意見聴取について、要件を満たしているとして賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、要件を満たしているとして回答することにいたします。

次に、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題に呈します。

本日は委員世帯に関する議題が2件ございますので、それぞれ別に進めさせていただきます。

まず初めに、議案第3号の1について事務局より説明をお願いします。この議案は委員の世帯に関する事項についてのことが含まれていますので、農業委員会会議規則第10条の規定により、議事に参与することができません。該当の委員はここで一度退席をお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

局長 そうしましたら、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、まずは議案第3号の1の御説明をさせていただきます。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりとなります。

議案第3号の1は砂川町2丁目の2筆となります。略図1を御覧ください。略図1は砂川三番の南に広がる農地で、大根、ネギ、ニンジンなど多品種の野菜を生産されておりました。図の中央は水路跡となっており、本調査の対象外となります。また、南側の筆の一部については直売所を設置しており、昨年に相続税が確定となっております。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

なお、直売所を設置して一部確定となった箇所につきまして、税務署の通知が北側の筆に対してのものとなっております、現在、税務署の錯誤ではないかということで確認をしております。

農業委員会での証明につきましては、法令で農地等について農業経営を引き続き行っていることを証明するものとなっております。農地の位置を含むものと解釈されます。一方、農業委員会の証明書には農地の地番や面積を記載する様式とはなっておりませんので、一部確定した農地の位置について現地調査時に所有者本人に確認しておりますので、税務署の回答を待って証明書の発行を行いたいと考えております。

議案第3号の1の説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

それでは、確認を担当された地区委員から補足説明をお願いします。

それでは、清水委員、お願いします。

15番 事務局が言われたように、畑のほうには野菜が植えられていました。また、ビニールハウスもありまして、ビニールハウス内にはハウレンソウが植えられていました。境界石も確認でき、肥培管理も良好で、証明書の発行に関して何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

横幕委員、何かあったらお願いします。大丈夫ですか。

8番 補足することはありません。

議長 ありがとうございます。

私のほうからは、こちらは周辺略図を見ていただくように、真ん中に水路があって、一部、こちらが直売所ということで外れているところがございます。こちらは後から確定した場所だということがございます。また、水路についての買取りとかについて事務局のほうから話があるかと思えます。

ただいま説明がありました件について、御質問があったらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第3

号の1、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、税務署に一部確定となった筆を確認した上で証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続いて、議案第3号の2について事務局より説明をお願いいたします。

この議案についても委員の世帯に関する事項についてのことが含まれておりますので、規定により議事に参与することはできませんので、該当の委員はここで一度、退席をお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

局長 そうしましたら、議案第3号の2について御説明をいたします。

上砂町4丁目の1筆、5丁目の2筆の計3筆となります。略図2-1を御覧ください。略図2-1は武蔵砂川駅の南、玉川上水に近い農地で、ナス、ブロッコリー、ジャガイモなど様々な野菜を生産しており、また、立川ウドを育てるウド室への入り口がございました。続きまして、略図2-2を御覧ください。略図2-2は上砂川小学校の西に位置する農地で、カリフラワーの収穫を終えたところでございました。また、カリフラワーが作付されていなかった場所については、ウド室に伏せ込む前のウドの保管圃場になっていたというお話をいただいております。いずれも肥培管理は良好で、境界も確認できております。

議案第3号の2の説明は以上となります。

議長 それでは、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

それでは、補足説明、森谷委員、お願いします。

9番 今、事務局が言われたとおり、境界並びに肥培管理も良好でしたので問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

職務代理のほうで何か追加がありましたらお願いします。

2番 事務局、委員のほうから説明があったとおりで、補足することはございません。

以上です。

議長 ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第3号の2、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

議案第3号の3、引き続き農業経営を行っている旨の証明については、今回も件数が非常に多かったので、2班に分かれて調査を行いました。

それではまず、議案第3号の3から5を事務局より説明をお願いします。

局長 議案第3号の3から5の調査結果を御報告いたします。

現地調査は鈴木会長、横幕委員、高橋委員、田中委員、内野委員、事務局で行いました。

議案第3号の3、幸町5丁目の1筆となります。略図3を御覧ください。略図3は幸小学校の南、自宅裏に広がる農地で、ハナミズキやトキワマンサクなど植木の生産をされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第3号の4、砂川町1丁目の3筆、6丁目の1筆、柏町4丁目の1筆の計5筆となります。略図4を御覧ください。略図4-1は砂川五番の西、自宅裏に広がる農地で、梨や柿、リンゴなどの果実生産をされておりました。続いて、

略図 4 - 2 は国立音楽大学の南に広がる農地で、ウドの根株の栽培やジャガイモ、サツマイモなど露地野菜の生産をされておりました。略図 4 - 3 は立川砂川浄水場の西に広がる農地で、ギンナンや栗など果実の生産をされておりました。いずれの農地も肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第 3 号の 5、砂川町 4 丁目の 3 筆となります。略図 5 を御覧ください。略図 5 は砂川三番の北、玉川上水路沿いに広がる農地となります。里芋やハウレンソウ、コマツナなどの露地野菜やツゲなどの植木の生産をされておりました。畑の中央に大きな梅の木があり、剪定するよう委員から指導がございました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

議案第 3 号の 3 から 5 の説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

それでは、確認を担当された委員から補足説明をお願いします。

まず初めに、3 番ですね。高橋委員、お願いします。

1 2 番 この畑は、ハナミズキ、サルスベリ、トキワマンサク等、公共緑化木が丁寧に生産されており、肥培管理は良好で、全く問題ありません。境界等もちろんとしてありましたので大丈夫です。

以上です。

議長 続きまして、4 番ですね。こちらは田中委員が欠席なので、事務局より説明をお願いします。

係長 先ほど田中委員のほうから連絡がございまして、事務局のほうから説明させていただきます。

基本的に境界につきましては確認が取れたんですが、4 - 1 を御覧ください。4 - 1 の南西部分の 1 か所、境界が一部確認が取れない場所がございまして、委員に確認をお願いしたところでございます。委員が確認をしたところ、掘り起こしをお願いしたんですが、まだちょっと見つからなかったということで、そこについては今後また改めて確認を続けるということでござ

いました。それ以外については問題がないということをお聞きしております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、5番を内野委員、お願いします。

4番 先ほど事務方が言ったとおりなんですけれども、境界石も確認できましたし、肥培管理も良好でした。あと、先ほど言われた、畑の中央にかなり大きな梅の木があったので、その剪定と、略図5の下のほうに使用されなくなった簡易トイレ、大きさを言うと大体電話ボックスぐらいのが放置されていたので、そちらのほうを片づけるように言っておきました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

中立委員の横幕委員、何かありましたらお願いします。

8番 特にありません。

議長 それでは、私のほうから追加に説明させていただきます。

4番のこの方の、略図で言いますと4-3のところですね。これは、西武線北通りの下にあります西武線の拝島線という線路上の農地があります。ここが結構、あれは栗の木でしたね。それが結構伸びたりしているので、その辺は剪定してくださいということで、こちらはお願いをしておきました。

こちらについては問題はないのと、あと、5番の方も、今、地区委員さんが言われたとおりでございます。この方も、ちょっと体調を崩したということで、ぜひ農地バンクも利用して、貸借のほうをお願いしておきました。

ということで、3番から5番は以上になります。

ただいま説明がありました件について、御質問があったらお願いをいたします。

……質疑なしの声

議長 それでは、続きまして、議案第3号の6から9を事務局よりお願いします。

局長 続きまして、議案第3号の6から9の4件の調査結果を御報告いたします。

現地調査は嶋田職務代理、森谷委員、岡部委員、事務局で行いました。

議案第3号の6、一番町1丁目の3筆となります。略図6を御覧ください。略図6は都道59号線と国営公園北通りの交差点から西に位置する昭島市との市境の農地となります。梨やミカンなどの果樹を栽培しているほか、ツツジなどの苗を委託で生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第3号の7、一番町6丁目の3筆、西砂町6丁目の4筆の計7筆となります。略図7を御覧ください。略図7の西砂町6丁目の農地ですけれども、こちらは西砂学習館の東側にある農地となりまして、ニンジン、トウガラシ、大根、パクチーなど非常に多品種な野菜を生産されておりました。一方、一番町6丁目の農地は松中小学校の北西にある農地となりまして、里芋、ホウレンソウ、ローゼルなどを生産されておりました。また、当日は近隣保育園の園児たちがサツマイモ掘りをしておりまして、芋掘り体験用の畑も用意しているとのことでした。いずれも肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第3号の8、西砂町5丁目の1筆となります。略図8を御覧ください。略図8は第一花き立川市場の北に位置する農地で、カボチャやジャガイモの生産を終え、春作に向けて休ませているとのことでした。肥培管理上、問題はありませんが、春作まで期間も空きますので、管理を怠らないよう委員より注意がございました。境界は確認できております。

続きまして、最後に議案第3号の9、西砂町3丁目の1筆となります。略図9を御覧ください。略図9は西砂テニスコートの北に位置する農地で、ミカン、ブルーベリーなどの果樹や、里芋、ハクサイ、タマネギを生産されておりました。肥培管理

は良好で、境界も確認できております。

議案第3号、6から9の説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

確認を担当された地区委員から補足説明をお願いいたします。
まず初めに6番、森谷委員、お願いします。

9番 ただいま事務局が言われたとおり、境界並びに肥培管理も良好でした。今まではお父様が手伝っていただいたんですけども、高齢ということで、これからは1人で農業をやられるそうです。また、委託苗木のほうもここで片づけまして、果樹栽培に専念するそうです。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、7番、8番を職務代理、お願いします。

2番 7番の方ですけれども、今、事務局のほうから報告があったように、北側の農地ではサツマイモとか、いろいろ栽培してあるんですけども、当日、近隣の保育園の園児が見えて、楽しそうにサツマイモを掘っていました。そういう形で近隣の方にも大分配慮された農業をなされていますし、南側の自宅裏の畑には多品目のものを作って、庭先販売を中心にやられています。境界のほうも確認できていますので問題ありません。

8番の方ですけれども、事務局のほうから報告があったように、春作というか、夏作というか、ジャガイモとカボチャのほうを生産していたということなんですけれども、当日見に行ったときには、そういう耕作を終わった後はきれいに片づいているんですけども、こういう時期ですので、大分草が一面に見えるような状態だったんですけども、伸びているとか、そういうことではないので、一応管理はなされているようなので、引き続き、春までちょっと、今、この畑の北側のほうに続きで持っているんですけども、そちらの納税猶予を受けていないような畑のほうで、今、いろいろなものを生産しておりますので、引き続き、また春作には作物が作られると思いますので、

問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、9番、岡部委員、お願いします。

17番 こちらの方ですけれども、肥培管理は良好で、境界も全て確認が取れました。全く問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

あと、職務代理で追加説明があったらお願いします。

2番 特段追加説明することもないんですけれども、6番の方。今までというか、果樹を中心にやられているんですけれども、梨畑のほうにスプリンクラーを使った農薬をまく機械というか、設備を設けていまして、かなり消毒のことで近隣に御迷惑がかかるということ、何か夜中にやるというようなことで、500Lぐらいが1分ぐらいでバーっとまけるような設備をつけてやっています。そういうことで、それも含めて、今まで植木と並行していたんですけれども、果樹のほうをこれから中心にやるということで、ミカンのほうも大分植え替えが進んでいると思うので、引き続き一生懸命やってもらえると思います。

以上です。

議長 ただいま説明がありました件について、何か御質問があったらお願いします。

岩崎委員。

11番 6番の方なんですけれども、先ほど森谷委員のほうから、今まで一緒にやっていたお父様ができなくなったというところをおっしゃっていたと思うんですけれども、聞き間違えていないですね。

質問の趣旨だけ伝えますね。要は、人が1人減っていると。いろいろ作付の内容とかも変えているようなんですけれども、人が1人減ったけれども、この1ha近くあるところは問題なくできそうなんですかという質問です。

9番 先ほど嶋田委員がおっしゃったとおり、消毒のほうも手が

かからないですし、面積的にもそんなに多い面積ではないので、1人でも管理できると思います。多分、果樹専門になると思うので、一時的にちょっと忙しい時期になると思いますけれども、息子さんも多分、二十歳過ぎていると思うので、お手伝いできると思うので問題はないかと思います。

手伝いに来ていたお父様というのは、この方は合わせ養子でしょう。こっちのほうに来ていまして、実の父親が手伝いに来ているということなので、ここに住んでいる方のお父様じゃないので。意味分かりますか。そういうことなので別に問題はないかと思います。

議長 分かりました。養子で入ってきたということですね。分かりました。

これは、いろいろ名前がなっているのは、ここは全て共有ということの名前になっているんですか。農地はね。分かりました。ありがとうございます。

そのほか質問があったらお願いします。よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第3号、3から9、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、その他で何かございますか。

局長 事務局からは特にございません。

議長 ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。次回の農業委員会は、12月25日(木)午後3時から208・209会議室で開催となります。

本日も慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。

午後 4 時 2 3 分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員